6　申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則を適用する。

(a)　申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野における譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b)　申立国は、同一の分野における譲許その他の義務を停止することができず、又は同一の分野における譲許その他の義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を停止することができる。

7　譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

8　被申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて行われた通報を受領した日から三十日以内に、申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。被申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

(a)　被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合

(b)　被申立国が自国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合

(c)　被申立国が6に定める原則が遵守されなかったと認める場合

9　パネルは、8の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。再招集されたパネルは、その再招集の日から四十五日以内に、全紛争当事国に対して自己の決定を送付する。

10　9の規定に従って再招集されたパネルは、譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等でないと決定する場合には、同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと当該パネルが決定する場合には、申立国は、3に規定する譲許その他の義務を停止してはならない。申立国が6に規定する原則を遵守しなかったと当該パネルが決定する場合には、申立国は、6の規定に適合するよう当該原則を適用する。

11　申立国は、10に規定するパネルの決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができる。

12　譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

13　いずれの紛争当事国も、次のいずれにも該当する場合には、他の紛争当事国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。要請を行う締約国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。(注)

(a)　申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合

(b)　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行した旨を同条7の規定に従って通報する場合

(c)　第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合

14　13の規定に従ってパネルが再招集される場合には、前条（履行状況の審査）3から6までの規定を準用する。

15　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行したと13の規定に従って再招集されたパネルが決定する場合には、申立国は、譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。

注　パネルがこの13の規定に従って再招集される場合には、当該パネルは、要請に応じ、被申立国がとった措置に関する自己の認定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、妥当でないと決定するときは、妥当な程度を決定することができる。

第十九・十八条　後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇

1　後発開発途上締約国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続の全ての段階において、後発開発途上締約国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。これに関し、締約国は、この章に定める手続に従って後発開発途上締約国に係る事案を提起することについて妥当な自制を行う。無効化又は侵害が後発開発途上締約国によってとられた措置に起因すると認定される場合には、申立国は、前条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定又はこの章に定める手続によるその他の義務の対象となる事項について妥当な自制を行う。

2　いずれかの紛争当事国が後発開発途上締約国である場合には、パネルの報告書には、紛争解決手続の過程で当該紛争当事国が引用したこの協定の規定であって、後発開発途上締約国に対する特別のかつ異なる待遇に関するものについていかなる考慮が払われたかを明示するものとする。

第十九・十九条　費用

1　全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事国は、自国が任命するパネルの構成員に係る費用並びに自国の経費及び訴訟費用を負担する。

2　全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長に係る費用その他パネルの手続に関連する経費は、全紛争当事国が均等に負担する。

第十九・二十条　連絡部局

1　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内にこの章の規定のための連絡部局を指定するものとし、当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。

2　この章の規定に基づく手続に関連する通報、要請、回答、意見書その他の文書については、関係する締約国に対し、当該締約国の指定された連絡部局を通じて送付する。当該締約国は、自国の指定された連絡部局を通じて、これらの文書の受領の確認を書面により行う。

第十九・二十一条　言語

1　この章の規定に基づく全ての手続は、英語によるものとする。

2　この章の規定に基づく手続における使用のために提出される文書は、英語によるものとする。原本が英語によるものでない場合には、当該手続における使用のために当該文書を提出する締約国は、当該文書を英語による訳文と共に提出する。

第二十章　最終規定

第二十・一条　附属書、付録及び注

この協定の附属書、付録及び注は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十・二条　他の協定との関係

1　各締約国は、この協定と締約国の現行の国際協定とを共存させるとの締約国の意図を認めつつ、次の権利及び義務を確認する。

(a)　全ての締約国が締結している現行の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）との関係においては、当該各締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している現行の国際協定との関係においては、当該各締約国が当該他の締約国に対して有する現行の権利及び義務

(b)　当該各締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している他の協定の規定と抵触していると認める場合において、当該締約国が要請するときは、当該他の協定を締結している関係する締約国は、相互に満足すべき解決を得るために協議する。この2の規定は、前章（紛争解決）の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。(注)

2　締約国がこの協定の規定について当該締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している他の協定の規定と抵触していると認める場合において、当該締約国が要請するときは、当該他の協定を締結している関係する締約国は、相互に満足すべき解決を得るために協議する。この2の規定は、前章（紛争解決）の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。(注)

注　この協定の適用上、締約国は、一の協定が物品、サービス、投資又は者に対しこの協定に基づいて与えられる待遇よりも有利な待遇を与えるという事実をもって、この2に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

第二十・三条　改正後の国際協定又は承継する国際協定

締約国は、この協定において引用されており、若しくはこの協定に組み込まれている国際協定若しくはその規定が改正され、又は当該国際協定が他の国際協定によって承継される場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、この協定を改正する必要があるかどうかについて協議する。

第二十・四条　改正

締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日の後六十日で、又は締約国が合意する他の日に効力を生ずる。